

10月ニュース

今月から化学物質管理者の職務について掲載致します。
アセチレンガスを用いて作業する事業者はと取扱い事業者に該当致します。

化学物質管理者の職務

具体的に何を行うのか？（年初にご案内した厚生労働省資料に基づく一般的な分類）

対象事業所	化学物質管理者の職務
アセチレン、混合ガスの充填工場（製造事業所）	①ラベル・SDS等の確認 ②化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理 ③リスクアセスメント結果に基づく、ばく露防止措置の実施管理 ④化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
上記以外の充填工場等（取扱い事業所）	⑤化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育 ⑥ラベル・SDSの作成（製造事業場本社の場合） ⑦対象物による労働災害が発生した場合の対応
営業所など（譲渡提供）	上記の①と⑤ ①ラベル・SDS等の確認 ⑤化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育

化学物質管理者の職務(販売事業所)

JIMGAによる化学物質規制対応 2024年2月29日発信（厚生労働省への確認済）

各事業者	事業所の種類(製造 取扱い 譲渡提供)
① 液体窒素、液体酸素等製造工場（ASU工場）	製造
② 小分け充填工場	一般単ガス：取扱い 混合ガス：製造
③ 容器貯蔵所	非該当
④ 供給先の事業者・消費者	取扱い
⑤ ローリー配送事業者	取扱い
⑥ ガス販売事業者	非該当（伝票販売）
⑦ 容器配送事業者	非該当（バルブ操作しない場合）

⑥ガス販売事業者について、バルブ操作など一切、行わない場合は「非該当」。
但しSDS、充填ラベルの発行など実施する場合は「譲渡提供」に該当する場合があります。

化学物質管理者の職務(取扱い事業所)

- ①ラベル・SDS等の確認
取扱う物質のラベルやSDS内容を確認し、その危険性を把握しましょう。
- ②化学物質に関わるリスクアセスメントの実施管理
対象物質のSDSを基にリスクアセスメント(RA)を実施して下さい。
- ③リスクアセスメント結果に基づく、ばく露防止措置の実施管理
RA結果がIII、IVの場合は、ばく露防止の為の対策を実施します。
- ④化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
口頭指示やメモ書きでなく、RA結果や対策内容を記録し保存しましょう。
- ⑤化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
実務作業を行う従事者に対し、RA結果と対策を周知し、教育しましょう。
- ⑥ラベル・SDSの作成（製造事業場本社の場合）
- ⑦対象物による労働災害が発生した場合の対応
化学物質による労働災害の原因を特定し、対策を行って下さい。

リスクアセスメントのプロセス(手順)



成分の特定

取扱い物質のうち、何が対象となるのかを特定し、SDSを取得してCAS番号、重量%等データを確認する。

作業の調査

作業の頻度、時間、環境、手順、ばく露の程度、保護具使用の有無および教育などの状況整理をする。

- まず、リスクアセスメントを行う為のデータを集めます。
- ・厚生労働省が定めた対象物質リストの中から、事業所での取扱い物質が該当するの可否を確認します。
 - ・該当する物質のSDSを仕入先などから入手します。
 - ・SDSに記載されたCAS番号、重量%を確認します。
 - ・物質を扱う作業の頻度や所要時間はどれくらい？
 - ・作業を行う場所の換気状況や温度は？
 - ・物質を吸い込んだり触ったりする(ばく露)はどの程度？
 - ・保護メガネや手袋などの保護具の使用状況は？ などを確認していきます。



成分の特定

取扱い物質のうち、何が対象となるのかを特定し、SDSを取得してCAS番号、重量%等データを確認する。

作業の調査

作業の頻度、時間、環境、手順、ばく露の程度、保護具使用の有無および教育などの状況整理をする。

まず、リスクアセスメントを行う為のデータを集めます。

- ・厚生労働省が定めた対象物質リストの中から、事業所での取扱い物質が該当するの可否を確認します。

※ここで気を付けて頂きたいのは、リスクアセスメントの対象は物質そのものではなく、物質を取扱う作業を対象としていること、そして取扱う物質の総量に対してではなく、物質に「ばく露」する量に対して危険性評価を行います。



(ばく露とは、触れて手に付いたり、吸ったりして人体に入る状況です)

来月はリスクアセスメントのCREATE-SIMPLEなどについて掲載致します。

2024 東北ウェルディングフェスタ開催！
10月18日～19日の2日間、夢メッセみやぎで開催致します。ご来場をお待ちしております。

気仙沼酸素株式会社